

社会福祉法人茨木市社会福祉協議会役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員等に対する報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 会長及び常務理事を除く役員及び評議員の報酬は、出席1日につき1,000円を支払うものとする。

2 会長及び常務理事の報酬は、月額50,000円とする。

3 ただし、役員等のうち、職員及び官公庁等の職員については、前2項に関わらず、無報酬とすることができる。

(費用弁償)

第3条 役員が公務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項に規定する旅費の額は、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会旅費規則（昭和47年協議会規則第7号。以下「旅費規則」という。）の定めるところによる。

(期末手当)

第4条 会長及び常務理事には、報酬のほか6月及び12月に予算の範囲内において期末手当を支給することができる。

(支給の方法)

第5条 月額の設定のある報酬は、職員の給与に準じて支給する。

2 第3条に規定する旅費の支給方法は、旅費規則の定めるところによる。

3 死亡者に対する報酬、費用弁償及び期末手当は、社会福祉法人茨木市社会福祉協議会職員退職手当支給に関する規則（昭和47年協議会規則第8号）第10条に規定する順序によりその遺族に支給する。

附 則（昭和47年協議会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、新定款の認可の日（平成13年5月11日）から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から適用する。